

阿賀野川水系流域委員会上流部会 公開規定（案）

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会上流部会規約第6条に基づき、阿賀野川水系流域委員会上流部会（以下「部会」という）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

部会の開催については、記者発表を行うとともに、阿賀川河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

部会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公開する。

- 事務局は委員会が終了後速やかに議事概要を作成し、発信者に確認後ウェブサイトにて公開する。
なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年**月**日より施行する。